

契約の保証及び前払金保証の電子化について

島根県県央県土整備事務所

令和5年6月1日以降に新規契約を締結する案件から、契約の保証及び前払金保証について、**電子による取扱いを開始します。**（電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。）

具体的な電子化による取扱いについては保証事業会社（※）に確認した上で、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

電子化の対象となる保証証書

※保証事業会社...**西日本建設業保証株式会社**、**北海道建設業信用保証株式会社**、**東日本建設業保証株式会社**、

前払金保証
(中間前払金含む)

→ ①前払金保証証書 (引受先：保証事業会社)

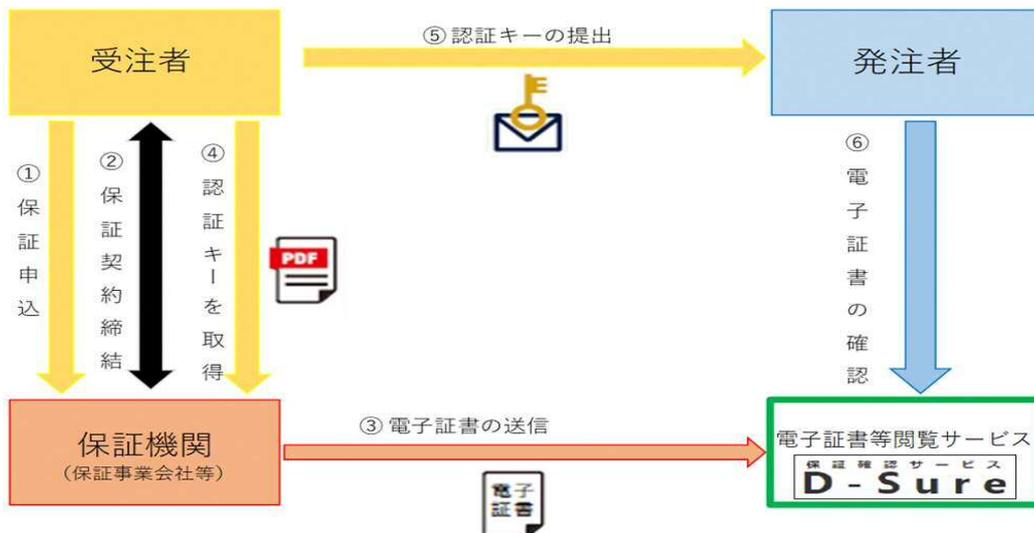
電子化対象

契約の保証

→ ②契約保証証書 (引受先：保証事業会社)

電子化対象

電子化による取扱いのイメージ



* 電子化対象の保証事業会社以外の契約保証は、従来通り「書面」となります。

* 対象の保証事業会社の保証についても、従来通り「書面」による保証も有効です。

<⑤「認証キーの提出」方法等について（県央県土整備事務所）>

- 保証会社から交付された「保証契約番号」及び「認証キー」は**発注者にメールで提出**してください。
- メールの送信方法
 - ・ 県央県土整備事務所のメールアドレス
keno-keiyakugyoumu@pref.shimane.lg.jp（契約業務課あて）
 - ・ メール の 件 名： 該 当 の 工 事（ 業 務 ） 名
 - ・ 送 信 内 容： 保 証 契 約 番 号、 認 証 キー、 保 証 の 種 類（ 契 約 保 証 ・ 前 金 保 証 ・ 中 間 前 金 保 証 ）、 業 者 名、 担 当 者 名、 電 話 番 号
- 契 約 保 証・・・**来所(契約締結)日前日までに**送信してください。
* 送信が来所日当日になった場合は、来所前に電話連絡をお願いします。
- 前 金 ・ 中 間 前 金 の 請 求 に つ い て
 - ・ 請 求 書 提 出 時 に 「 電 子 保 証 」 で あ る こ と を お 伝 え く だ さ い。

連絡先

島根県県央県土整備事務所 契約業務課 TEL：0855-72-9606、9605